

### 町県民税・所得税の申告をお願いします

**期間** 2月16日(木)～3月15日(水) \*土・日を除く  
**時間** 午前9時～正午、午後1時～4時  
**場所** 小川町役場 3階 大会議室

※平成29年から各公民館会場での受付は行いません。小川町役場大会議室にお越しください。

#### 申告に必要なおもなもの

- \* 申告書
  - \* 印鑑(朱肉を必要とするもの)
  - \* マイナンバーカード  
マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類(通知カード)と本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カード、健康保険証等のうちいずれかひとつ)が必要で、マイナンバーの提供を受ける際は、なりすましを防止するため、マイナンバー法に基づき、厳格な本人確認が義務付けられています。したがって、マイナンバーが記載された申告書や申請書を提出いただく際には、本人確認をさせていただくこととなります。
  - \* 源泉徴収票(原本)、支払調書等、収入金額がわかるもの
  - \* 収支内訳書(事業所得、不動産所得、農業所得がある方は、必ず記載してください)
  - \* 確定申告で所得税が還付になる方は通帳等の振込先口座がわかるもの
  - \* 各種控除の証明書類
- 《例示》
- ・ 医療費の領収書(郵送提出する方で、領収書の返戻を希望する場合は、医療費の返戻を希望する旨の書面と切手を貼付した返信用封筒を同封してください)
  - ・ 国民年金保険料、国民健康保険税、任意継続保険料等の証明書・領収書
  - ・ 生命保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)の証明書
  - ・ 寄附金の受領証
  - ・ 障害者手帳等

#### 町県民税・所得税申告相談 日程表

2月	対象地区	3月	対象地区
16日(木)	上横田、中爪、中爪グリーンヒル	1日(水)	腰一、腰二、腰中
17日(金)	下横田、奈良梨、能増、高見、西古里	2日(木)	青下二、青下田島、青下見田、青下畑ケ中
20日(月)	前高谷、中高谷、高谷南、後伊	3日(金)	古寺、増尾、ダイアパレス
21日(火)	深田、勝呂上、勝呂下、木呂子、青上	6日(月)	飯田、池田、旭町
22日(水)	原川、笠原、鞆負、木部	7日(火)	角山中、角山上、下里全区
23日(木)	腰上、みどりが丘1・2	8日(水)	下小川全区
24日(金)	みどりが丘3～5	9日(木)	本一、本二、稻荷、神明、仲、ホーユウパレス
27日(月)	東小川1～3	10日(金)	大塚全区、コスモ小川町
28日(火)	東小川4～6	13日(月)	春日、緑、幸、栄、錦、松若、大関、相生
		14日(火) 15日(水)	指定日に来られなかった方

申告期間中は大変混み合いますので、なるべく指定日にお越しください。ご協力をお願いします。

問合せ 税務課 住民税担当 ☎(内) 131～133

### 町県民税・所得税の申告をお願いします

**期間** 2月16日(木)～3月15日(水) \*土・日を除く  
**時間** 午前9時～正午、午後1時～4時  
**場所** 小川町役場 3階 大会議室

※平成29年から各公民館会場での受付は行いません。小川町役場大会議室にお越しください。

#### 所得税の申告(確定申告)が必要な方

- 事業所得・不動産所得・譲渡所得等があり、各種の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方
  - 年間の給与収入額が2,000万円を超える方
  - 給与の年末調整が済んでいて、給与以外の所得が20万円を超える方
  - 前年中に退職して年末調整ができなかった、または、給与を2か所以上の事業所からもらっていて、所得税の精算が済んでいない方
- ※ 年末調整が済んでいる方、または、公的年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は、確定申告をする必要はありませんが、医療費控除の追加等で所得税の還付を受けたい場合には、申告することができます。

町県民税の申告(住民税申告)が必要な方は、平成29年1月1日現在、小川町に住所があり、次のいずれかに該当する方です(確定申告した方は、町県民税の申告は不要です)

- 事業所得・不動産所得・譲渡所得等がある方で、所得税が課税されない方
- 給与の年末調整が済んでいて、給与以外の所得が20万円以下の方
- 公的年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方で、所得税の還付は該当しないが、扶養控除や医療費等の控除の追加をする場合は、町県民税の申告をお願いします。

なお、前年中に収入のなかった方でも、国民健康保険に加入している方、国民年金、児童手当の受給、保育園の入園手続等に所得の証明を必要とする場合にも、町県民税の申告が必要となります。

- マイナンバー制度の導入により、申告書や申請書等の税務関係書類に、マイナンバーの記載が必要になりました。申告する方だけでなく、扶養控除対象者の方のマイナンバーも必要となります。
- 申告書の記入が全て済んでいる場合は、郵送でも受け付けます。郵送で提出する方は、「確定申告書」は東松山税務署(〒355-0392 小川町大字大塚55)へ送ってください。
- 医療費の明細書や収支内訳書は、必ず記入してお越しください。待ち時間短縮のため、ご協力をお願いします。
- 上記の期間中は、税務課窓口では申告相談の受付は行いません。申告に関する相談は、役場3階大会議室へお願いします。
- 所得税の還付申告は2月15日(水)以前でも税務署で受け付けますが、小川町役場で所得税の確定申告を受け付けるのは上記の期間中のみとなります。ご注意ください。

#### 小川町の会場で受付できない方

- \* 青色申告の方
- \* 土地や建物、株式等を売った方や損失申告をする方
- \* 事業所得等のある方で、収支内訳書を作成していない方や作成のしかたが分からない方
- \* 初めて住宅借入金等特別控除を受けようとする方
- \* 雑損控除(災害、盗難、横領等の被害者の意思に基づかない損害が対象)を受ける方

これらに該当する方で、上記期間中は東松山市民文化センターでの確定申告をお願いします  
 問合せ 東松山税務署 ☎ 22-0990  
 広報おがわ12月号11ページを参照してください。